

特別非課税貯蓄申告書の記載要領等

- 1 この申告書は、障害者等の少額公債の利子の非課税制度を受ける場合、貯蓄者は最初に購入をする日までに、その購入をする販売機関の営業所等を経由して、その販売機関の営業所等において非課税扱いを受けようとする公債の最高限度額等を記載し、貯蓄者の住所地を所轄する税務署長に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「郵便番号」、「個人番号」、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。
 - (2) 「非課税扱いの申告をする公債」及び「既に非課税扱いの申告をしている公債」の「公債の販売機関の営業所等」欄に、販売機関の営業所等の「所在地」、「名称」及び「最高限度額」を記載してください。
 - (3) 「営業所番号」欄に、8桁の営業所番号を記載してください。
 - (4) 「障害者等の事実」欄に、該当する区分の数値を記載してください。
 - (5) 「確認書類の名称」欄に、確認書類の名称を記載してください。
 - (6) 「公債の販売機関の受理年月日」欄に、受理年月日を記載してください。